

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事長の特別手当の額については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業務評価の結果(総合評価 A)及びその者の職務実績等を考慮し、増額又は減額することができることとなっているが、法人として業績実績等や独立行政法人の見直しが行われている状況等をふまえ総合的に勘案し、増額等を行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)の趣旨に準じて、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、役員の俸給月額から俸給月額に100分の10.00を乗じて得た額を減じた額とした。

理事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)の趣旨に準じて、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、役員の俸給月額から俸給月額に100分の10.00を乗じて得た額を減じた額とした。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 11,876	千円 8,777	千円 3,099	千円 ()			*
A理事	千円 10,416	千円 7,698	千円 2,718	千円 ()			*※
B理事	千円 10,667	千円 7,698	千円 2,718	千円 251 (通勤)			※
A監事 (非常勤)	千円 2,540	千円 2,508	千円 0	千円 32 (通勤)			
B監事 (非常勤)	千円 425	千円 418	千円 0	千円 7 (通勤)		5月31日	※
C監事 (非常勤)	千円 2,126	千円 2,090	千円 0	千円 36 (通勤)	6月1日		※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A						該当なし	
理事B						該当なし	
監事A (非常勤)						該当なし	
監事B (非常勤)				5月31日	—	退職手当の支給なし	※
監事C (非常勤)						該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第一期中期目標期間において、給与水準の引き下げ(△約14%)や非常勤職員の活用による人件費総額の縮減に取り組んだところであるが、第二期中期目標においてはその期間中に常勤職員数の20%を削減、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図るなど人件費改革に引き続き取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

第二期中期目標に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行ったところであり、引き続き給与水準の適正化を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

現行の規程における範囲で、給与への反映を行っている中で、今後は、新たな人事評価制度を構築し、給与への反映についての検討を行うこととしている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (査定分)	検討中
賞与:勤勉手当 (査定分)	検討中

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

○ 給与臨時特例法の取組に関する事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
平成24年4月から、

・役職員の俸給月額の下げを実施した。(平均▲0.23%)

※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整
平成24年4月から平成26年3月までの間、

・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%)

・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。

(行(一)相当職員)

① 俸給月額 7級以上(国の7級以上相当) ▲9.77%

3級～6級(国の3級～6級相当) ▲7.77%

1級～2級(国の1級～2級相当) ▲4.77%

② 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律 ▲10%

③ 期末手当及び勤勉手当 一律 ▲9.77%

④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

○ 給与再精査を踏まえた給与水準見直しについて

国家公務員の給与水準等も踏まえ、適切な給与水準のあり方について検討を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

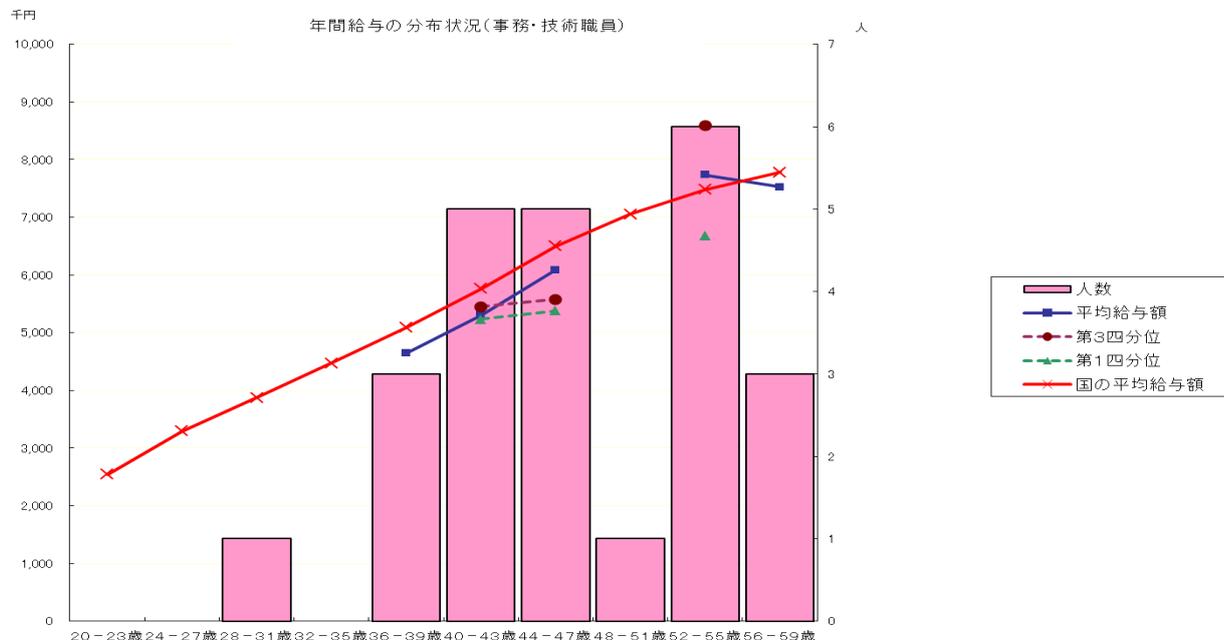
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	171	47.0	6,409	4,823	74	1,586
事務・技術	24	47.4	6,304	4,728	72	1,576
医療職種 (診療所医師)	3	48.8	11,840	9,362	265	2,478
医療職種 (診療所技師)	6	38.7	4,907	3,742	69	1,165
医療職種 (診療所看護師)	11	43.2	5,808	4,397	73	1,411
福祉職種 (指導員)	127	47.6	6,423	4,822	70	1,601
非常勤職員	94	44.5	2,881	2,376	67	505
その他	12	41.9	2,725	2,185	60	540
福祉職種 (指導員)	82	44.9	2,903	2,403	68	500

注1:在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため省略している。

注2:職種については、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略している。

注3:福祉職種(指導員)については国の福祉職相当の者

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:40-43歳、44-47歳、52-55歳の年齢層以外の年齢層において、該当者が4名以下のため、第1・第3四分位を記載していない。

注3:28-31歳、48-51歳の年齢層は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
部長	6	56.0	8,164	8,590	8,273	8,590	8,590
課長	1	—	—	—	—	—	—
課長補佐	6	50.5	5,777	6,506	6,204	6,506	6,506
係長	10	42.3	4,657	5,393	5,098	5,393	5,393
係員	1	—	—	—	—	—	—

注1:該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3四分位を記載していない。

注2:課長及び係員の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	課長	課長補佐	係長	係長	係員	係員
人員	24	4	2	1	6	9	1	該当者なし	1
(割合)		(16.7%)	(8.3%)	(4.2%)	(25.0%)	(37.5%)	(4.2%)	(0.0%)	(4.2%)
年齢(最高~最低)		57 ~ 54	57 ~ 54	57 ~ 54	57 ~ 43	47 ~ 39	47 ~ 39	47 ~ 39	47 ~ 39
所定内給与年額(最高~最低)		6,674 ~ 6,026	6,674 ~ 6,026	6,674 ~ 6,026	5,067 ~ 4,120	4,133 ~ 3,370	4,133 ~ 3,370	4,133 ~ 3,370	4,133 ~ 3,370
年間給与額(最高~最低)		8,840 ~ 8,164	8,840 ~ 8,164	8,840 ~ 8,164	6,687 ~ 5,568	5,579 ~ 4,590	5,579 ~ 4,590	5,579 ~ 4,590	5,579 ~ 4,590

注:7級、6級、3級及び1級については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項は記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.2	61.0	62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8	39.0	37.5
	最高～最低	36.5～34.5	42.6～32.3	39.7～33.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.2	67.8	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8	32.2	33.4
	最高～最低	35.8～33.1	32.9～31.0	34.2～32.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.0

対他法人(事務・技術職員)

89.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 96.0 参考 地域勘案 102.9 学歴勘案 94.3 地域・学歴勘案 101.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【参考指数の値が100以上であることの検証結果】 地域勘案を含めることによる数値増は、出向者に対する国家公務員の規定に準じた地域手当の異動保障及び広域異動手当の支給が主な要因である。 ※対象者3名のうち2名は、14.4%と12%の異動保障を支給。1名は6%の広域異動手当を支給。当法人における地域手当の支給割合は3%(6級地)である。 【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.7% (国からの財政支出額 2,551,859千円、支出予算の総額 4,006,072千円：平成24年度予算) 【検証結果】 自己収入の確保の途が限定される福祉施設を運営していること等のため、国からの財政支出の割合が高くなっているが常勤職員を削減し、人件費支出を抑える等により財政支出を削減した。また給与水準についても対国家公務員で96.0となった。 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当なし
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与水準を参考にし、引き続き適正な給与水準になるよう取り組む。

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	(平成24年度)	(平成23年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給 総額 (A)	1,509,220	1,785,164	△ 275,944	△ 15.5	△ 709,800	△ 32.0
退職手当支給額 (B)	507,516	572,364	△ 64,848	△ 11.3	144,881	40.0
非常勤役員等給与 (C)	418,607	359,868	58,739	16.3	154,802	58.7
福利厚生費 (D)	292,378	311,428	△ 19,050	△ 6.1	△ 34,007	△ 10.6
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,727,721	3,028,824	△ 301,103	△ 9.9	△ 444,124	△ 14.0

総人件費について参考となる事項

○ 給与臨時特例法の取組に関する事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

平成24年4月から、

- ・役職員の俸給月額の引下げを実施した。(平均▲0.23%)

※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整

平成24年4月から平成26年3月までの間、

- ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%)
- ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。

(行(一)相当職員)

- ① 俸給月額 7級以上(国の7級以上相当) ▲9.77%
3級～6級(国の3級～6級相当) ▲7.77%
1級～2級(国の1級～2級相当) ▲4.77%

- ② 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律 ▲10%

- ③ 期末手当及び勤勉手当 一律 ▲9.77%

- ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

- 「給与、報酬等支給総額」について、職員数の削減等の影響により、対前年度減額となっている。また、「最広義人件費」についても、同様に減額となっている。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員退職手当について、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

- 退職手当の額より100分の87を乗じて得た額とする。

(経過措置)

- ・平成25年 1月 1日～平成25年9月30日までの間 100分の98
- ・平成25年10月1日～平成26年6月30日までの間 100分の92

※職員については「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準ずる改正案について労使交渉中。